

令和3年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時10分

○招 集 年 月 日

令和3年4月23日（金曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年4月23日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫

余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

〃 2番 吉田 豊

〃 4番 藤野 博三

〃 5番 内海 博一

〃 6番 庄 巖龍

〃 8番 白川 栄美子

〃 9番 寺田 進

〃 10番 彫谷 吉英

〃 11番 茅根 英昭

〃 12番 近藤 徹哉

〃 13番 安久 莊一郎

〃 14番 大物 翔

〃 15番 中谷 栄利

〃 16番 山本 正行

〃 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔

副 町 長 細 山 俊 樹

総 務 部 長 須 貝 達 哉

総 務 課 長 増 田 豊 実

地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光

財 政 課 長 高 橋 伸 明

民 生 部 長 上 村 友 成

福 祉 課 長 中 島 紀 孝

保 険 課 長 中 島 豊

経 済 部 長 渡 辺 郁 尚

建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹

○事務局職員出席者

事 務 局 長 羽 生 満 広

主 任 細 川 雄 哉

書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

議長の諸般報告

第 3 議案第 1号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 4 議案第 2号 余市町税条例等の一部を改正する条例案

第 5 議案第 3号 余市町都市計画税条

例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

第 6 議案第 4号 余市町立会館条例の一部を改正する条例案

第 7 議案第 5号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第 8 推薦第 1号 余市町農業振興協議会委員の推薦について

開 会 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余市町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、他に議長の諸般報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号16番、山本議員、議席番号18番、岸本議員、議席番号1番、野呂議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和3年余市町議会第2回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席があ

りましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、推薦1件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第2号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第5、議案第3号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 余市町立会館条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第5号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、ただいま出席している以外の説明員につきましては、自席にて待機願っておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第1号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして新型コロナウイルス感染症対策において余市町国民健康保険条例附則第2条に基づく傷病手当金の補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、必要となる財源を道支出金の調整交付金に求め、歳出との均衡を図

ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,350万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、2款保険給付費、1項保険給付費、6目傷病手当金、補正額50万円、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、傷病手当金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。本ページの上段をご覧ください。2、歳入、4款道支出金、1項道補助金、2目調整交付金、補正額50万円、1節特別調整交付金50万円につきましては、傷病手当金に要する財源の計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第4、議案第2号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第5、議案第3号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第4ないし日程第5を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長(須貝達哉君) ただいま上程されました議案第2号 余市町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年法律第7号として、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和3年政令第107号として、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年政令第108号として、地方税法施行規則等の一部を改正す

る省令が令和3年総務省令第34号として、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年総務省令第35号として令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、住宅ローン控除の特例の延長等でございます。

次に、固定資産税につきましては、土地の負担調整措置の現行の仕組みを3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く措置でございます。

次に、軽自動車税につきましてでございますが、1点目といたしまして環境性能割の税率区分の見直しについて、2つ目といたしまして環境性能割の臨時的軽減の延長について、3つ目といたしましてグリーン化特例の見直しについておのおの規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 余市町税条例等の一部を改正する条例案。

余市町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きいただきたいと存じます。余市町税条例等の一部を改正する条例。

(余市町税条例の一部改正)

第1条 余市町税条例(昭和37年余市町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。これにつきましては、均等割の非課税限度額における国外

居住親族の取扱いを見直すものでございます。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。これにつきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金について出資業務に充てることが明らかな寄附金を対象から除外するものでございます。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。これにつきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出につきまして税務署長の承認を不要とするものでございます。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、

退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。これにつきましては、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しでございます。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。これにつきましては、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制を5年間延長するものでございます。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7条とし、同条第9

項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条

例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。これにつきましては、わがまち特例の新設及び引用条項の整理でございます。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。これにつきましては、評価基準年度以外の据置き年度における土地の価格の下落修正措置を延長するものでございます。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。これにつきましては、宅地等に係る負担調整措置を令和5年度まで3年間延長するとともに、令和3年度に限り負担調整措置により税額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2

年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。これにつきましては、土地に係る負担調整措置について現行の課税標準額算出方法を3年間延長するものでございます。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。これにつきましては、農地についても宅地等と同様に負担調整措置の3年間延長と令和3年度に限り税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。これにつきましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9か月間延長するものでございます。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。これにつきましては、軽自動車税種別割のグリーン化特例について重点化等を行った上で、適用期限を2年間延長するものでございます。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年度の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症等に関わる住宅ローン控除の特例の適用期限を1年間延長するものでございます。

(余市町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 余市町税条例等の一部を改正する条例(令和2年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、余市町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「法第321条の8第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、余市町税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に「」の次に「、第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に加える。

第2条のうち、余市町税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、余市町税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中余市町税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中余市町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(3) 附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(4) 第1条中余市町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の余市町税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1

項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する新条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の余市町税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改

正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税について

は、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

引き続きまして、一括上程されております議案第3号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げたいと存じます。

議案第2号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、都市計画税においても固定資産税と同様、負担調整措置の現行の仕組みを3年間延長するとともに、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和41年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第19号」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条

第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第8項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第11項及び第12項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第18項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧をいただければと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） もし即答が難しかったら後でも結構なのですけれども、伺いたいのが固定資産税の評価替えに関するものだったのです。あと、都市計画税と。12条と13条で今年度に限ってはどちらも評価替えによって増額する分については据え置くとおられるわけなのですけれども、では据え置かれなかった場合に増加する土地はあったのか。それによって本来であれば増額するはずだった金額というのは全部で幾らだったのかなということをお答えいただきたいというのが1つ。

2つ目としては都市計画税のほうだったのですけれども、固定資産税がこうやって動いた関係で当然都市計画税も多分場合によっては動くだろうと。ただ、附則の8条と13条で宅地と農地に関しては同様に据え置く、増額があった場合は据え置くということになっていたのですけれども、これはそのまま増額で賦課するのだったとしたら何ほ

増額するはずだったのかというのを分かれば教えてください。

○総務部長（須貝達哉君） 14番、大物議員からの今回の固定資産税に関わる部分、さらには都市計画税に関わる部分で評価を据え置いた部分がどの程度影響するかという影響額についての部分かと思えますけれども、現時点では、ちょっと申し訳ございませんが、押さえてございませぬので、ご理解をいただければというふうに存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、議案第4号 余市町立会館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（中島紀孝君） ただいま上程されました議案第4号 余市町立会館条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、潮見町地区にございます余市町立潮見会館が安全を確保できる状態ではないため早急に解体が必要と判断したことから、余市町立会館条例の一部を改正し、潮見会館の廃止のご提案を申し上げますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町立会館条例の一部を改正する条例案。

余市町立会館条例の一部を改正する条例を次の

とおりに制定する。

令和3年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町立会館条例の一部を改正する条例。

余市町立会館条例(昭和48年余市町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「潮見会館及び浜中会館」を「浜中会館」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町立会館条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第5号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第5号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、令和3年2月3日公布、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が令和3年2月13日から施行されたことに伴い、余市町国民健康保険条例につきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定において、引用法令であります新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部改正により新型コロナウイルス感染症の定義に係る文言等の整理を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例（昭和35年余市町条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。中井議員、中谷議員、以上のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、中井議員、中谷議員、以上の議員を推薦することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時10分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二